

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元 化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成24年法律第63号。以下こ の表及び次項の表において「平成24年一元化 法」という。）附則第41条第1項の規定によ る障害共済年金若しくは平成24年一元化法附 則第65条第1項の規定による障害共済年金 （以下「障害厚生年金等」という。）及び国民 年金法（昭和34年法律第141号）による障 害基礎年金（同法第30条の4の規定による障 害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び	0.73
--	---	------

	第 5 項の表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1 級又は第 2 級 の傷病等級に 該当する障害 に係る傷病補 償年金にあつ ては、0.81）
3 障害補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1 級又は第 2 級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあつ ては、0.81）
5 遺族補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 4 1 条第 1 項の規定によ る遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附 則第 6 5 条第 1 項の規定による遺族共済年金 （以下この表及び次項の表において「遺族厚生 年金等」という。）及び国民年金法による遺族 基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律	0.80

	(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第6条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。))による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化	0.88

	法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)

のに限る。)		ては、0.88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第6条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように

改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級

		の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障

		害補償年金 にあつては 0.81、第2 級の障害等級 に該当する障 害に係る障 害補償年金 にあつては 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1 級又は第2級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあつ ては、0.92)
5 遺族補償 年金 (第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規 定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規 定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規 定する年金たる給付のうち母子年金、準母子 年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償 年金 (第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規 定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規 定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規 定する年金たる給付のうち母子年金、準母子	0.93

のに限る。)	年金、遺児年金又は寡婦年金	
--------	---------------	--

附則第6条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第6条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」と

いう。) 附則第 6 条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

(提出理由)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成 27 年政令第 346 号)の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。